

「買取制度小委員会報告書（案）」に対する意見

[氏名]	NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク
[住所]	〒277-0924 千葉県柏市しいの木台3-15-12
[電話番号]	047-389-1552
[FAX番号]	047-389-1552
[電子メールアドレス]	mail@npobin.net
[意見]	
<p><該当箇所></p> <p>1. 買取対象、買取範囲に関する事項</p> <p>(3)買取対象としてのバイオマス発電の要件</p> <p>このため、新制度において個々のバイオマス発電を実際には買取対象とするか否かを判断するに当たっては、①既存用途から発電用途への転換が生じ、既存用途における供給量逼迫や市況高騰が起こらないこと、②持続可能な利用が可能であること（森林破壊や生物多様性に影響を及ぼさないこと）、③LCA（Life Cycle Assessment）の観点から地球温暖化対策に資すること、等に配慮する必要がある（注）、発電の用に供される個別のバイオマス燃料についてこうした要件をどのように設定、確認することが現実的であるかを踏まえた上で、その方法を具体化する必要がある。</p> <p><意見内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①に関し、既存用途だけでなく、森林の再生産や山村振興等にも役立ち、社会的・経済的に見てより合理性のある用途（熱利用等）にも配慮した制度がより適切ではないか。そうした制度の一例として、1)地域資源の活用に関する地域委員会（首長直結）と地域協定の締結 2)地域資源活用事務所（ヨーロッパなどのエネルギー事務所など）の構築（詳細は別紙資料 p17 参照）が有効であろう。この制度は、WTO上の問題を生じさせずに大量の輸入バイオマスに制約をかける上でも有効であると考えられる（現在、石炭火力に混焼されているバイオマスの8割が輸入バイオマスである。参考資料 p24、25 参照）。 上に挙げたような詳細で実効性のある制度の設計および実施体制が整うまで、石炭混焼については全量買取制度についてペンディングにすべきではないか。 あるいは、<u>少なくとも「石炭混焼を行うバイオマス発電事業者は、当該地域における他の用途の利用を妨害するようなバイオマス買取価格としないこと」を、全量買取制度に盛り込むべきである。また、森林バイオマスが再生可能であるためには、森林の再生のための費用が山元に還元される必要がある、バイオマス発電事業者が支払う森林バイオマス買取</u> 	

費用の一部は、再造林費用等森林資源の再生に回される制度とすべきである。

- ②および③に関し、持続可能な利用であることを保証するため、バイオマス資源の持続可能性基準を設け、認証システムを構築すべきである。持続可能性基準の項目としては、以下のようなものが考えられる。
 - 1) バイオマス発電の燃料となるバイオマスの種類、生産地、量を報告し、公開すること
 - 2) 原料調達に関係する国内法・国際法を遵守していること
 - 3) 温室効果ガス収支および LCA の値が基準を満たしていること（土地利用転換を含む）
 - 4) 目的のバイオマス採取が、森林や既存の植生の減少・劣化とならないこと
 - 5) 天然林（とりわけ保護価値の高い森林）由来の木質原料、および天然林を転換して造成された人工林からの木質原料でないこと
 - 6) 生物多様性保全に配慮していること
 - 7) 地元社会の土地・森林利用とコンフリクトを生じていないこと。新規開発を伴う場合は、十分に情報を供与した上で、地元社会の合意が得られていること。現地需要との競合に配慮していること
 - 8) 以上についての情報を公開すること

<理由>

- 石炭混焼の場合、買取価格 20 円/kWh では、10,000 円/原木 m³ といった、合板原料やパルプ原料価格を大きく上回る価格でのバイオマス買取が可能と見られる（参考資料 p19 参照）。その場合、「既存用途から発電用途への転換が生じ、既存用途における供給量逼迫や市況高騰が起こらない」ためには、きわめて強固で実効性のある制度が必要であると考えられる。
- 上の弊害を防ぐ一つの方法が、石炭混焼を行うバイオマス発電事業者が、当該地域における他の用途の利用を妨害するようなバイオマス買取価格としないことであり、実際に石炭混焼を行っている事業者においても、こうした配慮を行っている例がある（新日鉄釜石製鉄所石炭火力など）。
- 明確な持続可能性基準がない、あいまいな状況では、当該バイオマスが持続可能かどうか事業者が判断できず、事業の実施自体が困難となる可能性がある。また、認証システムがなければ、持続可能性を保証することはできない。よって、LCA の具体的な計算方法を含む明確な基準を策定し、認証システムについても合わせて構築する必要がある（2010 年 11 月に施行された、バイオ燃料の持続可能性基準*が参考となりうる）。

* <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/koudoka/resource/101118.joubun.pdf> p63-74 他

- 5) について、本制度の導入の目的は、地球温暖化対策であり、併せて間伐材や林地残材等の有効利用による日本林業の再生という副次効果も期待されている。一方で、現在、木質系バイオマスの発電原料としての利用は、大規模なものは輸入木質チップやペレットであり、全量買取制度のもとでは、天然林をとりまく国際的な状況を踏まえ、生物多様性へ

の配慮が欠かせないと考えられる。国際的には、未だに天然林の乱開発が生じており、また、東南アジア等では、天然林を皆伐したパルプ生産用のプランテーションが急ピッチで進行している。これは、生物多様性にも深刻な影響をもたらしているのみならず、大量の温室効果ガスが大気中に放出されている。国内における天然林由来の木質チップの発電原料としての利用は当面、現実的には考えづらく、人工林における間伐材等の利用を優先すべきであると考えられる。

<該当箇所>

2. 買取価格・期間に関する事項

(1) 風力発電等太陽光発電以外の電源

なお、大枠における考え方とは異なり、電源ごとのコストに対応した買取価格にすべきではないかという意見があったものの、一方で、一律価格とする方が市場メカニズムを活用できること、国民負担を伴う新制度においては、なるべく費用対効果が高いものから導入が進み、全体の負担軽減につながることを望ましいことから、システム価格の低減が見込まれる太陽光発電以外の買取価格は、一律価格とすることが適当である。

<意見内容>

電源の種類ごと、あるいは同じ電源でも条件によって買取価格を変えるべきである。

<理由>

- 電源ごとあるいは同じ電源でも条件によって、発電コストや発電量のポテンシャルは異なる。例えばバイオマスにおいても、自治体による一般廃棄物処理施設における生ごみ分と、小規模な林地残材によるコージェネレーションでは、コストや発電可能量は大きく異なる。これを一律価格で買取ると、片方では過剰な利益を得る一方で、片方では採算がとれないことからほとんど普及しない可能性が高い。
- 諸外国においても、一律価格を実施して効果が得られなかったため、現在ではいずれの国においても電源や条件によって買取価格を変えている。
- 少なくとも、できるだけ早い時期に、電源および条件ごとの買取価格設定を検討すべきである。